

石川県立中央病院における厚生労働科学研究費補助金の不正使用に係る調査に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立中央病院（以下「当院」という。）が管理する厚生労働科学研究費補助金（以下「科研費」という。）において、不正使用が疑われる場合の調査手続き等に関し、「石川県立中央病院厚生労働科学研究費補助金に係る不正使用防止に関する規程」（以下、「不正使用防止規程」という。）第18条第2項に規定する、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 構成員 当院の職員のうち、科研費の運営・管理に関わる全ての医師・事務職員（過去に携わっていた者を含む。）をいう。
- (2) 不正使用 他の用途への使用、交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用等をいう。

(科研費配分機関への報告)

第3条 最高管理責任者は、不正使用防止規程第16条第1項による通報等を受け付けた場合は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を科研費配分機関に報告する。

(調査委員会の設置)

第4条 最高管理責任者は、不正使用防止規程第15条第2項の報告を受けたときは、調査委員会を設置して、事実関係（不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等）を調査しなければならない。

2 調査委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 監事
- (4) 当院に属さない第三者
- (5) その他最高管理責任者が特に必要と認める者

3 調査委員会の委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

4 最高管理責任者は、調査の実施を決定した場合には、科研費配分機関に対し

て、その旨を通知する。

- 5 最高管理責任者は、必要に応じて、通報等の対象となった者（以下、「被通報者」という。）に対し、科研費の使用停止を命ずることとする。

（調査の実施）

第5条 調査委員会は、次の各号の手順に従い、調査を実施するものとする。

- （1） 被通報者及びその関係者からの事情聴取
- （2） 支出に係る伝票、証ひょうの収集・分析
- （3） 支出の取引業者からの事情聴取、各種伝票の収集・分析
- （4） その他必要となる事項の調査

（調査の事実認定及び措置）

第6条 調査委員会は、前条の調査結果に基づき、不正使用の有無を認定し、最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、その結果を通報等を行った者（以下、「通報者」という。）及び被通報者に通知する。
- 3 最高管理責任者は、科研費配分機関に対して、認定の概要を通知するとともに、当該科研費に関して必要な協議を行うものとする。
- 4 最高管理責任者は、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正使用発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の科研費における管理・監督体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を科研費配分機関に行なう。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を科研費配分機関に行なう。

また、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、科研費配分機関に報告する。

上記のほか、科研費配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を科研費配分機関に行なう。

また、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

- 5 前項の報告は様式1により行う。
- 6 最高管理責任者は、被通報者に対して不正使用の事実があると認定した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
 - （1） 被通報者に対して不正使用と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。
 - （2） 不正使用と認定された研究活動に係る研究成果等について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な対応措置を行う。

- 7 最高管理責任者は、被通報者に不正使用の事実がないと認定した場合には、被通報者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復するため、当該事案において不正使用がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないように措置を講じなければならない。

(不服申立て)

- 第7条 被通報者及び当院の職員である通報者は、前条の認定に対して不服がある場合には、最高管理責任者に対して、14日以内に不服の申立てを行うことができる。
- 2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができる。
 - 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由などを勘案し、速やかに当該事案の再調査及び審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。
 - 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者及び科研費の科研費配分機関に通知する。

(調査結果)

- 第8条 最高管理責任者は、不正使用の事実があると認定したときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、次に掲げる事項を含む調査結果の概要を公表するものとする。
- (1) 不正使用に関与した者の氏名・所属
 - (2) 不正使用の内容
 - (3) 公表時までに行われた措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名・所属
 - (5) 調査の方法・手順
- 2 最高管理責任者は、調査事案が院外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。
 - 3 最高管理責任者は、不正使用の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた等の場合には、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表する。
 - 4 最高管理責任者は、不正使用の事実がなかったと認定した者に関し、その名

譽を回復するため、当該事案において不正使用がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないよう措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第 9 条 調査に関係した者は、通報窓口に寄せられた通報等の告発者、被通報者、通報等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して情報を他に漏らしてはならない。

(懲戒等)

第 10 条 最高管理責任者は、被通報者に不正使用の事実があると認定された被通報者について、主管課を経由し、人事課に報告するものとする。

2 不正使用が認定された被通報者に対する処分は、「石川県職員の懲戒の方法及び効果に関する条例(昭和二十六年八月三十日日条例第三十九号)」等に従う。

3 最高管理責任者は、被通報者に不正使用の事実がないと認定した場合であって、不正使用の疑いが存在する合理的理由がないと知りながら申し立てを行ったことが明らかな場合には、当該事案に係る通報者について、第 1 項及び第 2 項を準用する。

4 第 1 項及び第 2 項の規程は、被通報者及び通報者を監督する立場にある者についても準用する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(見直し)

第 12 条 この規程に定めるものについて、見直しの必要が生じた場合は、随時見直しを行うものとする。

附則

この規程は、令和 4 年 3 月 9 日から施行する。